



三重県公報

平成30年12月21日（金）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
86	三重県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(建 築 開 発 課)	2
87	三重県建設工事検査規則の一部を改正する規則	(工 事 検 査 担 当)	2
企業庁管理規程			
3	三重県企業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	3
病院事業庁管理規程			
5	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	3
6	三重県病院事業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程	(同)	5

規 則

三重県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第八十六号

三重県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

三重県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成二十六年三重県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(通行障害建築物の要件の特例) 第三条 (略) 2 省令第四条の規則で定める距離は、政令第四条第一号イ又はロに掲げる場合の区分に応じて当該イ又はロに定める距離に地盤面から前項の路面の中心までの高さに相当する距離を加えたものとする。	(通行障害建築物の要件の特例) 第三条 (略) 2 省令第四条の規則で定める距離は、政令第四条各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める距離に地盤面から前項の路面の中心までの高さに相当する距離を加えたものとする。

附 則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

三重県建設工事検査規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第八十七号

三重県建設工事検査規則の一部を改正する規則

三重県建設工事検査規則（昭和四十年三重県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(用語の定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 工事 農林水産部、県土整備部及び教育委員会が所掌する建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計、維持及び製造をいう。 二 六 (略) (検査の手続) 第十一条 (略) 2 知事は、前項に規定する工事完成報告書、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書を受理した場合には、 <u>請負契約に基づく工事にあつては</u> 十四日以内に、 <u>委託契約に基づく工事にあつては</u>	(用語の定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 工事 農林水産部、県土整備部及び教育委員会が所掌する <u>三重県建設工事執行規則第二条に</u> 規定する工事をいう。 二 六 (略) (検査の手続) 第十一条 (略) 2 知事は、前項に規定する工事完成報告書、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書を受理した場合には、 <u>十四日以内に検査しなければなら</u> ない。

十日以内に検査しなければならない。	
3 (略)	3 (略)

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三重県建設工事検査規則の規定は、平成三十一年四月一日以後に締結された契約に基づく工事について適用し、同日前に締結された契約に基づく工事については、なお従前の例による。

企業庁管理規程

三重県企業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

三重県企業庁管理規程第三号

三重県企業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁建設工事検査規程（平成十年三重県企業庁管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 工事 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計、<u>維持</u>及び製造をいう。</p> <p style="margin-left: 20px;">二 六 （略）</p> <p style="text-align: center;">（検査の手續）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>2 企業庁長は、前項に規定する工事完成報告書、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書を受理した場合には、<u>請負契約に基づく工事にあつては十四日以内に</u>委託契約に基づく工事にあつては十日以内に検査しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 工事 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計及び製造をいう。</p> <p style="margin-left: 20px;">二 六 （略）</p> <p style="text-align: center;">（検査の手續）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>2 企業庁長は、前項に規定する工事完成報告書、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書を受理した場合には、<u>十四日以内に検査しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">3 （略）</p>

附 則

- 1 この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この管理規程による改正後の三重県企業庁建設工事検査規程の規定は、平成三十一年四月一日以後に締結された契約に基づく工事について適用し、同日前に締結された契約に基づく工事については、なお従前の例による。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県病院事業庁長 長 谷 川 耕 一

三重県病院事業庁管理規程第五号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>(宿日直手当)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 前項に規定する勤務を命じられた病院事業職員に支給する宿日直手当の額は、当該勤務一回につき、第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける者については<u>二万円</u>、それ以外の者については七千円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、本文に規定する額にそれぞれ百分の五十を乗じて得た額とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の支給率に用いる病院事業職員の勤務成績等による成績率は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で管理者が定めるものとする。</p> <p>一 院長 <u>百分の五百六十二・五</u></p> <p>一 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、管理者が定める職にある者 <u>百分の三百七十</u></p> <p>二 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、前二号に該当しない者 <u>百分の二百七十七・五</u></p> <p>四 再任用職員 <u>百分の九十</u></p> <p>五 前各号に該当しない病院事業職員 <u>百分の百八十五</u></p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 前項に規定する勤務を命じられた病院事業職員に支給する宿日直手当の額は、当該勤務一回につき、第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける者については<u>一万円</u>、それ以外の者については七千円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、本文に規定する額にそれぞれ百分の五十を乗じて得た額とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の支給率に用いる病院事業職員の勤務成績等による成績率は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で管理者が定めるものとする。</p> <p>一 院長 <u>百分の五百五十</u></p> <p>一 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、管理者が定める職にある者 <u>百分の三百六十</u></p> <p>二 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、前二号に該当しない者 <u>百分の二百七十</u></p> <p>四 再任用職員 <u>百分の八十五</u></p> <p>五 前各号に該当しない病院事業職員 <u>百分の百八十</u></p>										
<p>別表第8 (第14条の2関係)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">職員区分</td> <td style="text-align: center;">(イ)</td> <td style="text-align: center;">(ロ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">採用による欠員の補充が特に困難であると管理者が認めるものとなる職員</td> <td style="text-align: center;">(イ)の職員以外の職員</td> </tr> </table>	職員区分	(イ)	(ロ)	採用による欠員の補充が特に困難であると管理者が認めるものとなる職員	(イ)の職員以外の職員	<p>別表第8 (第14条の2関係)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">職員区分</td> <td style="text-align: center;">(イ)</td> <td style="text-align: center;">(ロ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">採用による欠員の補充が特に困難であると管理者が認めるものとなる職員</td> <td style="text-align: center;">(イ)の職員以外の職員</td> </tr> </table>	職員区分	(イ)	(ロ)	採用による欠員の補充が特に困難であると管理者が認めるものとなる職員	(イ)の職員以外の職員
職員区分		(イ)	(ロ)								
	採用による欠員の補充が特に困難であると管理者が認めるものとなる職員	(イ)の職員以外の職員									
職員区分	(イ)	(ロ)									
	採用による欠員の補充が特に困難であると管理者が認めるものとなる職員	(イ)の職員以外の職員									

16年未満	414,800	368,800	16年未満	414,300	368,400
16年以上17年未満	410,400	364,800	16年以上17年未満	409,900	364,400
17年以上18年未満	406,000	360,800	17年以上18年未満	405,500	360,400
18年以上19年未満	401,600	356,800	18年以上19年未満	401,100	356,400
19年以上20年未満	397,200	352,800	19年以上20年未満	396,700	352,400
20年以上21年未満	392,800	348,800	20年以上21年未満	392,300	348,400
21年以上22年未満	373,400	331,900	21年以上22年未満	372,900	331,500
22年以上23年未満	373,400	331,900	22年以上23年未満	372,900	331,500
23年以上24年未満	353,600	314,700	23年以上24年未満	353,100	314,300
24年以上25年未満	353,600	314,700	24年以上25年未満	353,100	314,300
25年以上26年未満	334,300	298,000	25年以上26年未満	333,800	297,600
26年以上27年未満	334,300	298,000	26年以上27年未満	333,800	297,600
27年以上28年未満	314,900	281,100	27年以上28年未満	314,400	280,700
28年以上29年未満	314,900	281,100	28年以上29年未満	314,400	280,700
29年以上30年未満	295,400	264,200	29年以上30年未満	294,900	263,800
30年以上31年未満	295,400	264,200	30年以上31年未満	294,900	263,800
31年以上32年未満	272,700	243,400	31年以上32年未満	272,200	243,000
32年以上33年未満	272,700	243,400	32年以上33年未満	272,200	243,000
33年以上34年未満	250,500	223,000	33年以上34年未満	250,000	222,600
34年以上35年未満	228,100	202,600	34年以上35年未満	227,600	202,200
35年以上36年未満	205,300	181,800	35年以上36年未満	204,800	181,400
36年以上37年未満	180,500	159,900	36年以上37年未満	180,000	159,500
37年以上38年未満	155,600	138,000	37年以上38年未満	155,100	137,600
38年以上39年未満	131,000	116,300	38年以上39年未満	130,500	115,900
39年以上40年未満	92,900	84,400	39年以上40年未満	92,400	84,000
40年以上	57,600	54,600	40年以上	57,100	54,200

附 則

- この管理規程は、公布の日から施行する。
- この管理規程による改正後の第十二条及び別表第八の規定は平成三十年四月一日から、第二十四条第二項の規定は平成三十年十二月一日から適用する。

三重県病院事業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県病院事業庁長 長谷川 耕 一

三重県病院事業庁管理規程第六号

三重県病院事業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁建設工事検査規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（用語の定義）	（用語の定義）

<p>第二条 この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 工事 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計、維持及び製造をいう。</p> <p>二 六 （略）</p> <p>（検査の手続）</p> <p>第九条 （略）</p> <p>2 事業庁長は、前項に規定する工事完成報告書、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書を受理した場合には、請負契約に基づく工事にあつては十四日以内に、委託契約に基づく工事にあつては十日以内に検査しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第二条 この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 工事 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計、及び製造をいう。</p> <p>二 六 （略）</p> <p>（検査の手続）</p> <p>第九条 （略）</p> <p>2 事業庁長は、前項に規定する工事完成報告書、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書を受理した場合には、十四日以内に検査しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>
---	---

附 則

- 1 この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この管理規程による改正後の三重県病院事業庁建設工事検査規程の規定は、平成三十一年四月一日以後に締結された契約に基づく工事について適用し、同日前に締結された契約に基づく工事については、なお従前の例による。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
